

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新発田市長 二階堂 馨

市町村名 (市町村コード)	新発田市 (154206)
地域名 (地域内農業集落名)	佐々木地区 ^① (則清、則清新田、西宮内、北菰口、西菰口)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月12日、11月20日 (第1回)(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【則清・則清新田】

年々、農家戸数も減少し後継者不足が危惧されている。

【西宮内】

現在、中心経営体の中には集落内農家がない状況であり、60歳以下の後継者の育成が急務である。

【北菰口】

圃場の分散錯圃や区画が小さいため、集約化が困難である。

【西菰口】

現在は個人で耕作可能だが、将来的には法人化を進める必要がある。

【主な作物】水稻、アスパラガス

(2) 地域における農業の将来の在り方

【則清】

・現耕作者が経営規模を拡大し、地域の農地を引き受けていく

・経営規模の維持・拡大のため、集落営農等の組織化を検討する。

【西宮内】

・隣接地域からの入作者に耕作を依頼する

【北菰口・西菰口】

・現耕作者が経営規模を拡大し、地域の農地を引き受けていく

・経営規模の維持・拡大のため、集落営農等の組織化を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	288.83 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	288.83 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
【則清】 大部分の現耕作者の意向を確認することができたが、一部の関係者の合意は取れていないため、今後も継続して協力を求めていく。 【西宮内、北菰口、西菰口】 基盤整備事業と連携し、地域ぐるみで協力していくことについて、農地の集積・集約化の意思統一ができている。
(2)農地中間管理機構の活用方針
【則清・則清新田】 貸付にあたり、農地中間管理機構を活用しながら中心経営体に集積・集約化を進める。 【西宮内】 貸付にあたり、農地中間管理機構の活用について前向きに検討していく。 【北菰口、西菰口】 貸付にあたり、農地中間管理機構を活用できるところは前向きに検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・飯島、下興野、則清新田を範囲とした佐々木南部郷地区は、既に基盤整備済であり、法人等の担い手を中心とした営農が図られている。 ・西江地区(北菰口、西宮内、則清、日渡、上中沢、曾根)は、今後、区画整理工事が予定されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
効率的かつ安定的な農業経営を行う多様な経営体の確保・育成のため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及び各種支援制度を活用するとともに新潟県農業経営・就農支援センター、北新潟農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業機械の共同化や作業委託について、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨六次産業化	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 【則清】 スマート農業(AI搭載の機材、ドローン等の導入による農作業の負担軽減や効率化) 【西宮内・北菰口】 スマート農業(ドローン等の導入による農作業の負担軽減や効率化) 【西菰口】 鳥獣被害対策(ハクビシン)、果樹等栽培、スマート農業(GPS付き田植機、ドローン等の導入による農作業の負担軽減や効率化)				